

平成 18 年 3 月 29 日

近畿管区行政評価局

（局長：田代喜啓^{よしひろ}）

「震災対策に関する調査-国の行政 機関を中心として-」の結果

＜行政評価・監視結果に基づく通知＞

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、総務省近畿管区行政評価局が独自に企画し、兵庫行政評価事務所及び和歌山行政評価事務所とともに平成17年12月から同18年3月にかけて実地に調査した結果に基づき、指定地方行政機関等に対して平成18年3月29日に改善意見を通知するものです。

調査の概略

目的

東南海・南海地震は、近い将来発生する確率が高く甚大な津波被害が想定され、また、都市直下型地震は何時どこで発生するか分からないといわれており、適切かつ効果的な震災対策が求められている。

震災対策を含めた災害対策は、第一次的には地方公共団体の責務であるが、国も組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有している。地方段階でこの責務を果たすため、地方の防災行政上重要な役割を有する機関（以下「指定地方行政機関」という。）を内閣総理大臣が指定している。

今回の調査は、指定地方行政機関を中心として、国の出先機関における地方公共団体への支援体制等、震災対策への取組状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

○東南海・南海地震の大阪府、兵庫県及び和歌山県における推定被害：死者数 1,470 人～4,740 人、建物の全壊棟数 63,800 棟～103,400 棟

○上町断層を震源とする地震（直下型）の大阪府における推定被害：死者数 19,000 人、建物の全壊棟数 280,000 棟

調査対象機関：指定地方行政機関 16（近畿管区警察庁、近畿総合通信局、近畿財務局、近畿厚生局、大阪労働局、兵庫労働局、和歌山労働局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部（近畿支部）、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、大阪管区气象台、第五管区海上保安本部）及びこれらにつながる国の行政機関 15（和歌山財務事務所等）

関連調査機関：大阪府、兵庫県、和歌山県等 15 団体

行政評価・監視の結果（主な通知事項）

- 1 地方公共団体等への支援体制の整備
- 2 地震発生時における体制の整備（参集基準の整備、情報通信システムの機能確保）
- 3 庁舎の耐震化対策等の実施
- 4 震災訓練の実施

平成 18 年 3 月 29 日、関係機関に通知

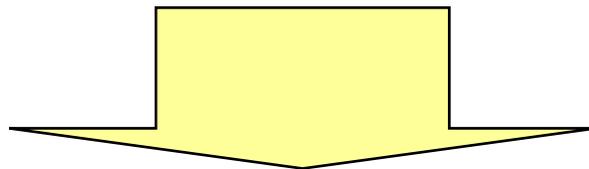
1 地方公共団体等への支援体制の整備

制度・仕組み

- 指定地方行政機関の長、都道府県知事等は、災害対策基本法第 33 条により地方公共団体等から要請される災害応急対策等のための職員の派遣が円滑に行われるよう内閣総理大臣に対し、定期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならないとされている。
- 近畿農政局及び近畿経済産業局では、防災業務計画等において、それぞれ下記の物資について供給調達量あるいは調達可能量を把握すると規定
食料（近畿農政局）：精米、パン、おにぎり、即席めん等
生活必需品（近畿経済産業局）：下着、毛布、作業着、タオル、エンジン発動機、卓上コンロ、ボンベ

調査結果

- 16 指定地方行政機関で災害対策基本法第 33 条の資料を提出・交換している機関は皆無
 - 近畿経済産業局は、生活必需品の調達可能量を未把握
- 大阪府及び兵庫県は、災害応急対策等に必要な技術等を有する職員の職種別現員を記載した資料を内閣総理大臣、指定地方行政機関等に対し提出しているが、指定地方行政機関はしていない。
ただし、第五管区海上保安本部については、海上保安庁が災害対策は組織として対応するとの方針を示した文書を関係機関に提出
- 近畿農政局は、農林水産省から食料に関する調査結果を受領し、管内の食料調達可能量を把握



- 指定地方行政機関は、災害対策基本法第 33 条に基づく資料の提出・交換を行うこと。
- 近畿経済産業局は、生活必需品の調達可能量を把握すること。

2 地震発生時における体制の整備

制度・仕組み

防災基本計画では、国等は

- 地震が発生した場合、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとし、その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保等を検討する、
- 保有する施設、設備について、自家発電設備等の整備を図り、停電等でも利用可能なものとするよう努める、ものとされている。

調査結果

○ 参集基準

16 指定地方行政機関及び神戸運輸監理部を調査した結果、

- 自動参集に係る規定がないもの2機関（近畿厚生局、近畿中国森林管理局）
- 自動参集基準の内容に不明確な部分があるもの3機関（近畿財務局、和歌山労働局、神戸運輸監理部）

- 自動参集基準の内容に不明確な部分がある例：「非常参集要請があると判断できる場合は自主的に参集」と震度等客観的な基準が不明確（神戸運輸監理部）

○ 情報通信システム等の機能確保

16 指定地方行政機関を調査した結果、

- 非常用自家発電設備は整備されているが、停電時に自動的に防災情報提供装置、パソコンサーバー等の機器に接続されず、これらの機器を使用できないもの7機関（近畿総合通信局、近畿財務局、近畿厚生局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、大阪航空局）
- 非常用自家発電設備が整備されていないもの2機関（和歌山労働局、近畿中国森林管理局）
- 防災情報提供装置、パソコンサーバー等の中に転倒防止措置がとられていない機器があるもの8機関（近畿総合通信局、近畿財務局、近畿厚生局、和歌山労働局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿運輸局）

- 7機関の非常用自家発電設備は、消防用機器に接続することを基本としているため直ちには防災情報提供装置等を使用できない。
- パソコンサーバー等は、転倒した場合、破壊、ケーブル切断等のおそれあり

- 参集基準を整備・明確化すること。
- 停電時における情報・通信システム等の機器の機能を確保する措置を講ずるとともに、転倒防止措置を実施すること。

3 庁舎の耐震化対策等の実施

制度・仕組み

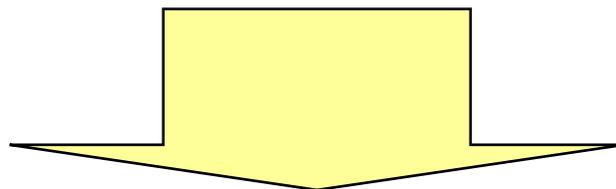
- 国土交通省は、平成8年10月に、「官庁施設の総合耐震計画基準」を制定し、耐震安全性の目標を設定
 - ・ I類 指定地方行政機関のうち、地方ブロック機関が入居する施設等（大地震動後、補修することなく使用できることを目標）
 - ・ III類 一般官公庁施設（大地震動により構造体に部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標）
- 「官庁施設の総合耐震計画基準」では、同基準の制定以前に設計、建築された官庁施設については、その耐震安全性の確認のため、施設の機能、社会的影響、地理的条件等を考慮して、緊急度の高いものから優先的に耐震診断を実施することとしている。

調査結果

16 指定地方行政機関及びその出先機関の一部が入居する庁舎等 28 を調査した結果、

- 耐震診断を実施していないもの4庁舎
- 耐震診断等の結果、耐震性が十分でないことが明確となっているが、具体的改修計画のないもの7庁舎
- 庁舎機能が麻痺した場合の代替措置が防災業務計画等に明記されていないもの4機関（近畿管区警察局、兵庫労働局、和歌山労働局、近畿地方整備局）

- ・ 耐震診断未実施の例：I類（地方ブロック機関入居庁舎）が1庁舎（近畿中国森林管理局の庁舎）
：I類に位置づけられないが、国内に4箇所ある国の災害対策用食糧備蓄施設の一つ（茨木政府倉庫）
- ・ 具体的改修計画がない例：近畿地方整備局港湾空港部が入居する神戸地方合同庁舎はI類に分類されるが、III類相当の耐震安全性



- 耐震診断未実施の庁舎については、耐震診断を実施すること。
- 耐震診断の結果、耐震性が十分でない庁舎については、改修計画等の具体化に努めること。
- 庁舎機能が麻痺した場合の代替措置については、実効性のある対策を検討の上、必要な措置を講ずること。

4 震災訓練の実施

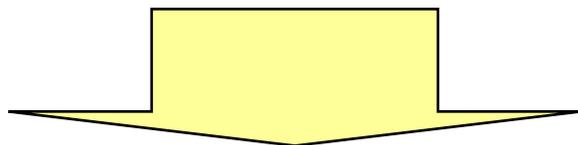
制度・仕組み

- 現時点で地震の発生を予測することは困難であり、日頃から訓練により初動体制の立ち上げ等が円滑に行えるよう習熟する必要
- 防災基本計画では、国は、地方公共団体等と連携を強化し、大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施し、情報の収集、伝達訓練、広域的地震災害応急対策訓練、現地本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施するものとされている。

調査結果

- 震災訓練を実施していないもの5機関（近畿厚生局、大阪労働局、兵庫労働局、和歌山労働局、近畿中国森林管理局）
- 実施するとしている震災訓練を実施していないもの3機関（近畿財務局（関係機関との連携訓練）、近畿中国森林管理局（同前）、近畿農政局（全職員参加訓練））

- ・ 最近3年間で16指定地方行政機関中11機関が各機関の業務内容に応じ、震災の発生を想定した様々な震災訓練を実施
うち、8機関は関係機関と連携した震災訓練を実施、また、9機関は非常参集訓練、本部設置訓練等を関連付けて実施



- 震災訓練を実施していない機関は、様々な条件を設定した震災訓練を実施すること。
- 自ら作成している防災業務計画等に基づく訓練を実施していない機関は、当該訓練を確実に実施すること。

- その他の通知事項
 - ① 避難住民への対応
 - ② 来庁者の安全対策
 - ③ 災害対策本部要員等の食料等備蓄